

令和5年度 第3回西宮市環境審議会

日 時：令和6年1月11日（木）
午後2時00分～
場 所：西宮市役所第二庁舎
601・602 会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 協議事項
景観樹林保護地区（指定番号 26 神戸女学院岡田山林）の区域変更について
 - (2) 報告事項
答申書について
- 3 連絡事項
4. 閉会

《配布資料》

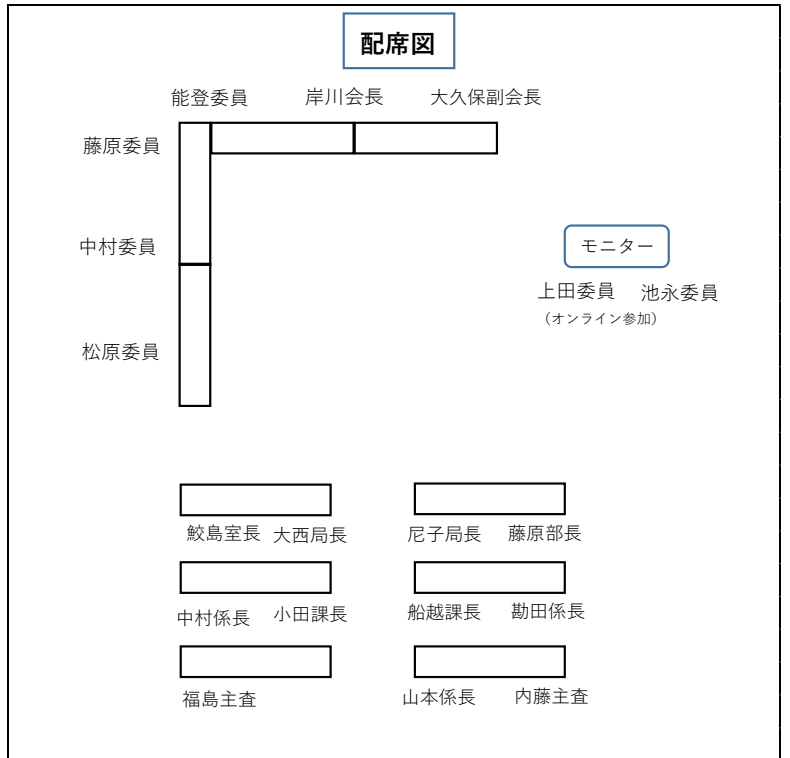
- ・景観樹林保護地区（指定番号 26 神戸女学院岡田山林）の区域変更について
- ・答申書(以前に配布済みのもので同一です)

西宮市環境審議会 委員一覧 (R5)

委嘱区分	所属団体	役職名	氏名
学識経験者	大阪公立大学大学院 農学研究科	准教授	うえだ もえこ 上田 萌子
	大阪大学大学院 法学研究科	教授	おおくぼ のりこ 大久保 規子
	西宮自然保護協会	会長	のと やすお 能登 康夫
	武庫川女子大学 生活環境学部	准教授	きしかわ ひろき 岸川 洋紀
市民代表	西宮市環境衛生協議会	副会長	なかむら たかお 中村 堯夫
	(公募)	—	いけなが こういちろう 池永 浩一郎
	(公募)	—	ふじはら はるよし 藤原 春善
産業界代表	西宮商工会議所	副会頭	やまもと しんさく 山本 眞作
	兵庫六甲農業協同組合 (西宮地区担当)	理事	まつばら しげる 松原 茂
労働者代表	西宮労働者福祉協議会	理事	こやま しゅうじ 小山 珠次

委員任期：2年間（令和5年7月1日～令和7年6月30日）

事務局名簿	
局	出席者
環境局	大西環境局長
	鮫島環境総括室長
	小田環境企画課長
	中村環境企画課係長
	福島環境企画課主査
	鮎川環境企画課主査
土木局	尼子土木局長
	藤原公園緑化部長
	船越花と緑の課長
	山本花と緑の課係長
	勘田花と緑の課係長
	内藤花と緑の課主査



自然保護地区・生物保護地区・景観樹林保護地区・保護樹木について

昭和 47 年 12 月に「自然環境を守る条例」を制定し、市長、市民、事業者のそれぞれの責務を定め、良好な自然環境の保全と緑化の推進を図りました。その内容は、平成 8 年 12 月に制定された「環境保全条例」、平成 17 年 3 月に制定された「自然と共生するまちづくりに関する条例」に引き継がれています。

市では、現在条例に基づき、良好な自然環境を確保するため、所有者等の協力のもとで次のような保護地区等を指定しており、各種行為の制限や保全の指導を行うとともに、所有者等に管理の助成、奨励金の交付等を行っています。

自然保護地区

樹林、溪谷、河川、池沼、海浜、草原の所在する地域であって、良好な自然環境を維持するため保全することが必要な地区を指定対象としており、現在、鷲林寺字剣谷国有林の一部約 14ha を剣谷自然保護地区（平成 15 年 7 月 1 日指定）として、甲山の東部（旧市民緑地の一部）約 10ha を仁川自然保護地区（平成 20 年 3 月 3 日指定）として指定しています。

生物保護地区

野生生物の生息地（渡来地及び繁殖地を含む。）又は生育地であって、当該野生生物の保護又は繁殖を図るため保全することが必要な地区を指定対象としており、現在、甲山湿原（昭和 50 年 12 月 1 日指定）と甲子園浜（平成 18 年 1 月 4 日指定）の 2 地区が指定されています。

保護樹木

市街地又はその周辺に所在する樹木で、美観風致を維持するため保全することが必要な樹木を指定対象としており、現在海清寺のクスノキなど 129 本（23 樹種）を指定しています。

景観樹林保護地区

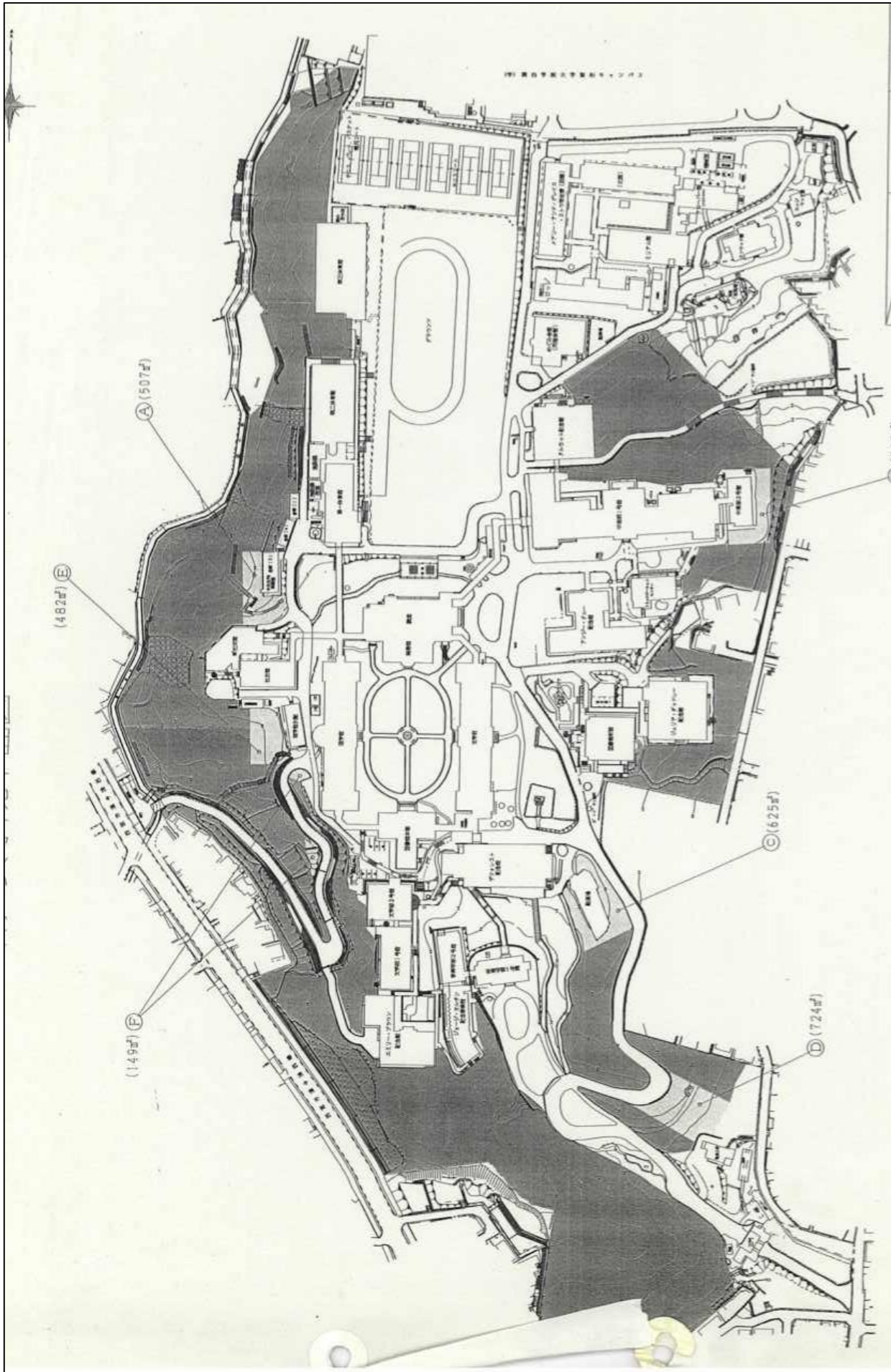
市街地又はその周辺の景観の優れた樹林の所在する地域であって、良好な自然環境の確保と市街地における美観風致を維持するため保全することが必要な地区を指定対象としており、西宮神社林等 26 地区（市有地 3 ヶ所、民有地 23 ヶ所）を指定しています。保護地区指定総面積は約 16ha となっています。

景観樹林の区域変更について (神戸女学院 岡田山林) (審議)



景観樹林 指定番号 第26号

景観樹林 指定番号 第26号 位置図



■概要

西宮市南部の上ヶ原台地の南東端に位置し、周辺は住宅地や耕作地となっている。特に東側には、発達した樹林が成立し、森林内には、コヤブラン、ムサシアブミなどの希少な植物の生育場所となっている。

また、アオバズクなどの希少な鳥類の生息も確認されている。

■指定日

平成22（2010）年12月1日

■植生

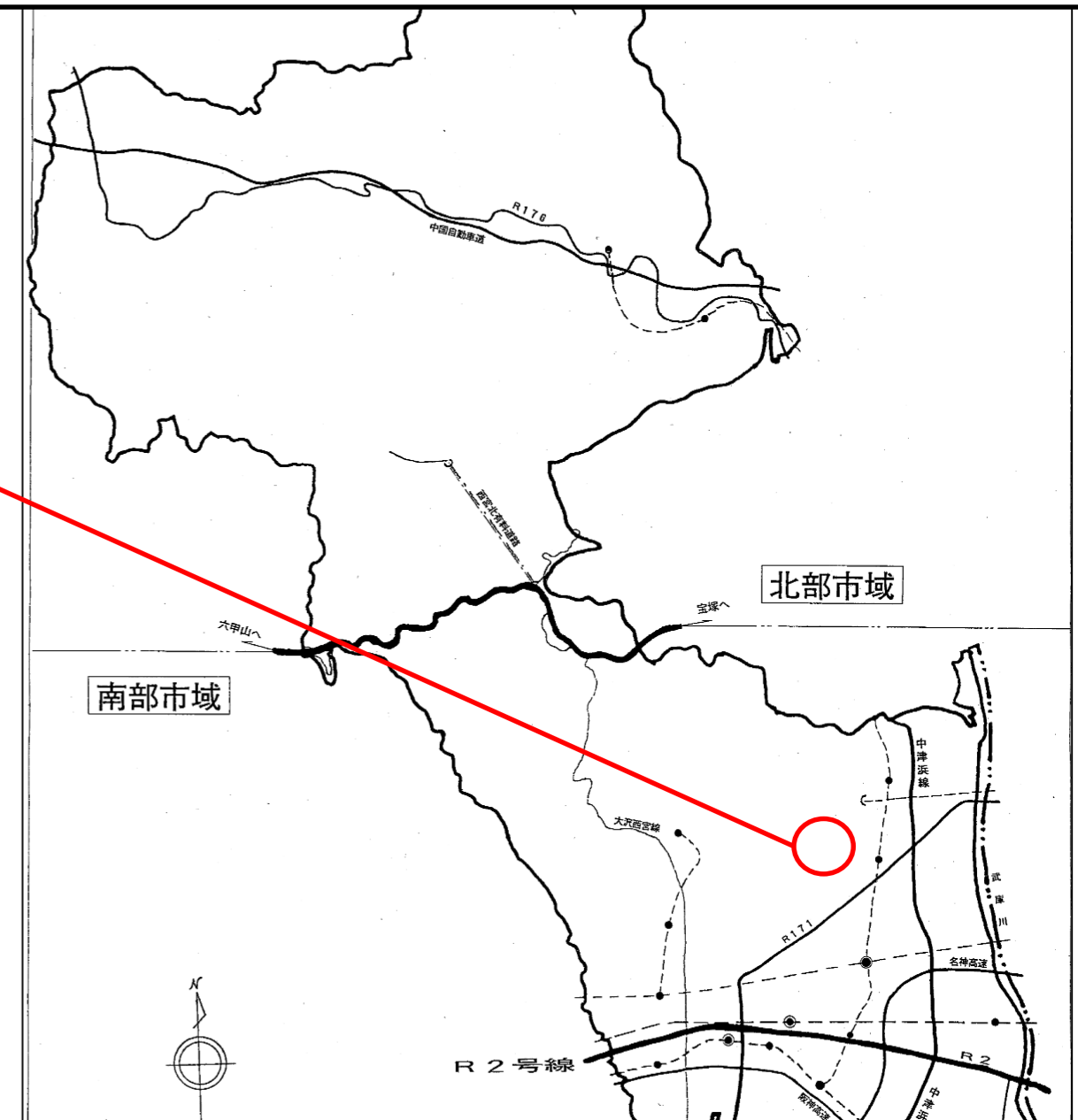
アラカシ群生

■環境を特徴づける主な生物

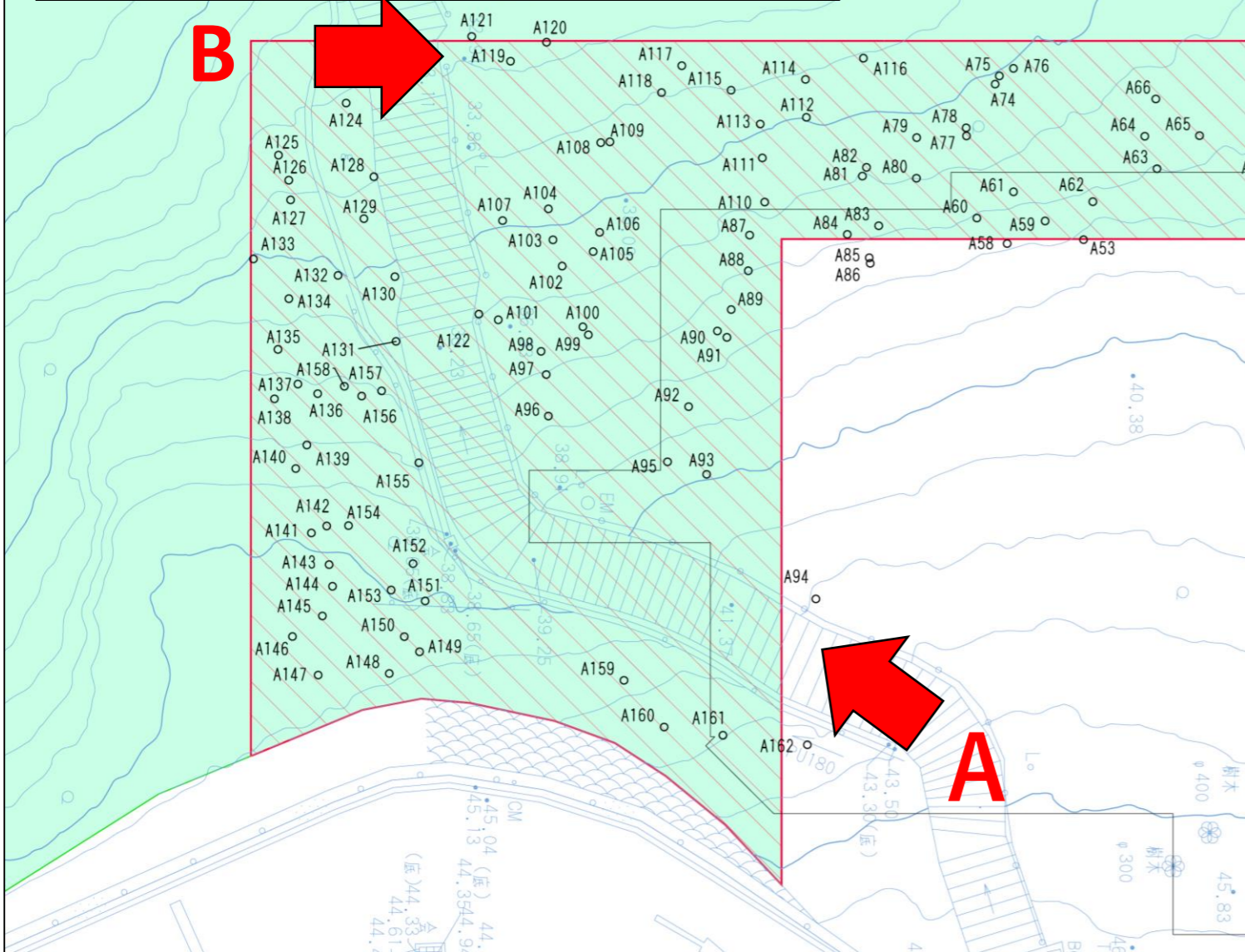
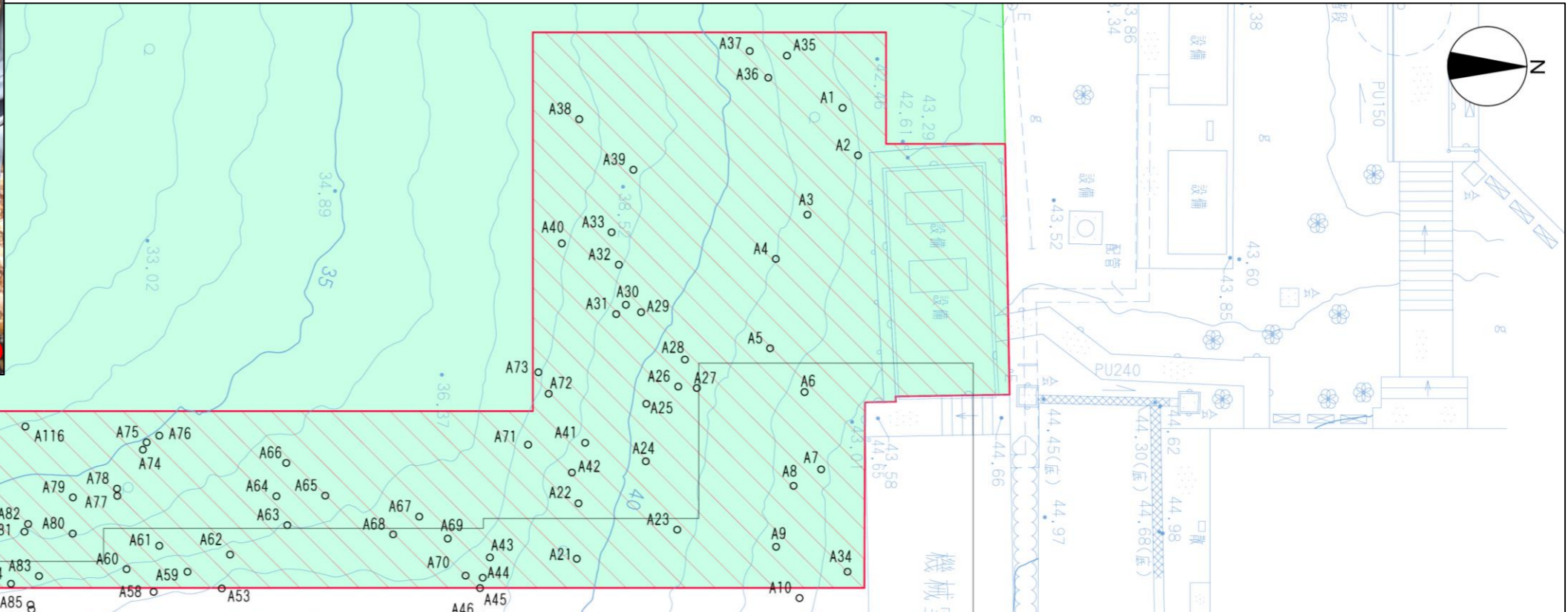
アラカシ、ヒメユズリハ、シジュウカラ、エナガなど

■指定面積

4.5ha（ヘクタール）



今回変更する景観樹林区内に植生する樹木の位置図





樹種	現有本数	今回伐採本数	伐採後本数
アオハダ	3	0	3
アラカシ	2	2	0
イヌツゲ	4	2	2
ウバメガシ	5	1	4
カキノキ	2	0	2
カクレミノ	1	0	1
カナメモチ	14	0	14
クスノキ	8	5	3
クロガネモチ	2	2	0
ケヤキ	4	1	3
コナラ	19	6	13
シャシャンボ	1	0	1
ネジキ	13	1	12
ネズミモチ	14	0	14
ヒサカキ	73	12	61
不明	1	0	1
マテバシイ	3	1	2
ムクノキ	1	0	1
ヤブニッケイ	1	0	1
ヤマウルシ	4	1	3
ヤマザクラ	1	0	1
ヤマハゼ	5	3	2
合計(本数)	181	37	144

令和5年11月24日
(2023年)

西宮市長 石井 登志郎 様

西宮市環境審議会
会長 岸川 洋紀

第3次西宮市環境基本計画の変更について（答申）

令和5年7月25日付、西環企発第000030号で諮問のあった「第3次西宮市環境基本計画の変更について」は、当審議会において慎重に審議を行った結果、下記のことを要望し、第3次西宮市環境基本計画中間改定素案（案）を了とします。

記

- 1 本計画が、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）」第8条に基づく行動計画に位置付けされたことを踏まえ、幅広い世代が地球を取り巻く環境問題を自らのこととして捉え、行動に結び付けていくための取り組みを図ること。
- 2 地域で取り組みを行っている市民、事業者、団体等と相互に連携し、より多くの市民が環境学習や環境活動に参加できるよう機会や場の創出を図ること。
- 3 環境学習都市宣言を行った市として、環境に配慮する意識を維持・向上していくように努めること。また、市民、事業者、団体等とのパートナーシップのもと、効果的、効率的に計画の推進に努めること。
- 4 個別計画との整合性に留意すること。また、中間改定後も国際的な動向や環境法令等の改正や新たな環境問題など新たな課題についても、適切に対応すること。
- 5 写真やイラスト等を多く使用し、難しい用語は丁寧に説明するなど市民にとって読みやすい内容、わかりやすい表現に努めること。また、できるだけコンパクトな構成とすること。
- 6 誤字等を精査するとともに、文章表現にばらつきがないように努めること。